

## 公益財団法人広島市みどり生きもの協会寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島市みどり生きもの協会（以下「協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金 寄附者に対し反対給付を行う義務のない、協会の事業に充てることを目的として受領した金銭
- (2) 特定寄附金 寄附金のうち、寄附者が用途を特定した寄附金及び協会が用途を特定して募集した寄附金
- (3) 一般寄附金 寄附金のうち、寄附者が用途を特定していない寄附金(募金箱による募金を含む。)  
(特定寄附金の募集及び用途)

第3条 協会は、事業運営上必要があるときは、特定寄附金を募集することができる。

2 特定寄附金を募集するときは、用途、その他必要な事項を公表するものとする。

(一般寄附金の募集及び用途)

第4条 協会は、常時、一般寄附金を受け付けることができる。

2 一般寄附金の用途は、協会の公益目的事業とする。

(寄附の募集に関する禁止行為)

第5条 協会の理事、監事及び職員は、寄附の募集に関して、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第17条の各号に定める行為をしてはならない。

(寄附の申し出)

第6条 協会に対し寄附の申し出があったときは、当該申出者から寄附申出書を受領するものとする。  
なお、募金箱による募金を除く。

(受領の決定)

第7条 協会は、申出者から提出された寄附申出書に従い、次条の規定に基づいて、寄附金の受領を決定する。

2 受領を決定した後、寄附金の納付方法として申出者が口座振込を選択している場合、遅滞なく申出者に寄附金納入依頼書を送付するものとする。

(受領の制限)

第8条 寄附金が次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合には、協会は、当該寄附金を受領しないことができる。

- (1) 寄附金の受領に伴い、多額の経費負担が生じる場合
- (2) その他協会の業務遂行上支障があると認められる条件が付されている場合

(寄附金受領証明書の交付)

第9条 協会は、寄附金(募金箱による募金を除く。)を受領したときは、遅滞なく寄附者に寄附金受領証明書を交付するものとする。

(寄附者への報告)

第10条 特定寄附金による事業が完了したときは、協会は、遅滞なく当該事業報告書及び収支報告書を作成し、ホームページへの掲載その他の方法により、寄附者に報告しなければならない。

(寄附金の管理)

第11条 協会は、支出までの間、他の資金と区分して安全確実な方法で寄附金を管理しなければならない。

(情報公開)

第12条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第13条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、適正な情報管理に努めるものとする。

(委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月5日から施行する。